

介護老人保健施設

別表

1. 基本型 介護報酬に係る基本費用（利用者負担1割分/日額） (円)

項目	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
施設サービス費 個室	727	1,454	2,181	774	1,548	2,321	840	1,679	2,519	896	1,791	2,686	945	1,890	2,835
施設サービス費 多床室	805	1,609	2,413	855	1,710	2,565	921	1,842	2,763	975	1,949	2,924	1,027	2,053	3,079

2. 在宅強化型 介護報酬に係る基本費用（利用者負担1割分/日額） (円)

項目	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
施設サービス費 個室	799	1,598	2,397	875	1,750	2,625	941	1,882	2,823	999	1,998	2,997	1,055	2,109	3,164
施設サービス費 多床室	884	1,767	2,650	961	1,921	2,881	1,029	2,057	3,085	1,087	2,174	3,261	1,141	2,282	3,423

3. 介護報酬に係る加算費用（利用者負担1割分/日額） (円)

項目	金額			備考
	1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算	25	49	73	20人のご利用者様に対して1人の割合で夜勤者を配置した場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	262	524	785	入所日から3か月以内に集中的にリハビリを行い、日常生活動作の評価/見直しを行い厚生労働省へ情報を提出した場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	203	406	609	入所日から3か月以内に集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	244	487	730	入所日から3か月以内に認知症の方に集中的にリハビリを行い、対応先の居宅や施設等を訪問し生活環境を踏まえて計画を作成している場合
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	122	244	365	入所日から3か月以内に認知症の方に集中的にリハビリを行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	52	104	156	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	52	104	156	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上
外泊時費用	367	734	1,101	居宅に外泊された場合（1月に6日限度）
ターミナルケア加算（死亡日）	1,927	3,854	5,780	看取り支援を行った場合（死亡日に算定）
ターミナルケア加算（2～3日）	923	1,846	2,769	看取り支援を行った場合（死亡日以前2日から3日に算定）
ターミナルケア加算（4～30日）	163	325	487	看取り支援を行った場合（死亡日以前4日以上30日以下に算定）
ターミナルケア加算（31～45日）	73	146	219	看取り支援を行った場合（死亡日以前31日以上45日以下に算定）
初期加算Ⅰ	61	122	183	要介護情報を地域医療機関と定期的に情報を共有し、急性期の病院から30日以内に退院した方が入所した場合、入所日から30日以内の期間（1日あたり）
初期加算Ⅱ	31	61	92	入所日から30日以内の期間（1日あたり）
退所時栄養情報連携加算	71	142	213	特別食を必要とする入所者に対して管理栄養士が退所先の機関等に栄養管理に関する上表を提供した場合。
再入所時栄養情報連携加算	203	406	609	再入所において特別食の必要性を認めた入所者の情報を医療機関と連携した場合
入所前後訪問指導加算Ⅰ	609	1,217	1,826	居宅を訪問し、退所を目的としたサービス計画を行った場合
入所前後訪問指導加算Ⅱ	406	812	1,217	居宅を訪問し、生活機能の具体的な目標を定めて退所後の生活の支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算Ⅰ	507	1,014	1,521	居宅又は他の社会福祉施設等へ退所した際に、主事の医師へ診療情報・心身の状況・生活歴等を提供した場合
退所時情報提供加算Ⅱ	254	507	761	医療機関へ退所した際に、心身の状況・生活歴等を提供した場合
入退所前連携加算Ⅰ	609	1,217	1,826	退所にあたり、介護支援事業者と連携、情報提供、調整を行った場合
入退所前連携加算Ⅱ	406	812	1,217	退所にあたり、介護支援事業者と連携、診療状況を添付文書添えて、情報提供、調整を行った場合
協力医療機関連携加算（1）	102	203	305	協力医療機関の要件を満たした病院との間で病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合（1月に1回）
協力医療機関連携加算（1）R7より	51	102	153	協力医療機関の要件を満たした病院との間で病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合（1月に1回）
協力医療機関連携加算（2）	5	10	15	協力医療機関の要件を満たした病院との間で病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合（1月に1回）
栄養マネジメント強化加算	12	23	34	栄養ケア計画に基づき、個別的な栄養管理を行うと共に、入所者の栄養状態を定期的に記録した場合（管理栄養士を配置）
経口移行加算	29	57	85	経口移行計画に従い管理及び支援が行われた場合
経口維持加算（Ⅰ）	406	812	1,217	経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口維持加算（Ⅱ）	102	203	305	（開始より6ヵ月以内）
口腔衛生管理加算Ⅰ	92	183	274	口腔の健康の保持を図り、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	112	223	335	上記内容に加え、厚生労働省に提出した場合
療養食加算	6	12	18	糖尿病食、腎臓病食等、厚生労働省が定める療養食を提供した場合
かかりつけ医連携調整加算Ⅰイ	142	284	426	6種類以上投薬されている利用者のかかりつけ医と施設が連携し、薬剤を評価・調整した場合
かかりつけ医連携調整加算Ⅰロ	71	142	213	6種類以上投薬されている利用者へ施設において薬剤を評価・調整した場合
かかりつけ医連携調整加算Ⅱ	244	487	730	上記内容に加え服薬情報をLIFEに提出した場合
かかりつけ医連携調整加算Ⅲ	102	203	305	上記Ⅱの算定に加え、退所時に入所時と比べて1種類以上減薬した場合
所定疾患施設療養費Ⅱ	487	974	1,461	特定の病状について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
リハビリテーションプログラム実施加算（1）	54	108	162	Ⅱに加え口腔衛生管理加算（Ⅱ）および栄養マネジメント強化加算を算定した場合
リハビリテーションプログラム実施加算（2）	34	67	101	リハビリテーション計画を入所者・家族等に説明し継続的にリハビリの質を管理し、厚生労働省へ提出した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3	6	9	褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡発生を予防するための取組みを行った場合（厚生労働省に提出）
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14	27	40	褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡発生を予防するための取組みを行い、褥瘡が発生しないこと（厚生労働省に提出）
排せつ支援加算Ⅰ	11	21	31	排せつに介護要する利用者へ改善に向けた取組みを行った場合（厚生労働省に提出）
排せつ支援加算Ⅱ	16	31	46	上記内容に加え、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。
排せつ支援加算Ⅲ	21	41	61	上記内容に加え、排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合
自立支援促進加算	305	609	913	自立に向け特別な支援を実施し、入所者の状態の改善可能性等について取り組みを行った場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	41	81	122	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	61	122	183	上記内容に加え、疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出した場合
安全対策体制加算	21	41	61	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11	21	31	医療機関と連携を図り、感染症対策を実施した場合
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	10	15	感染症対策において医療機関からの実地指導を受けた場合
新興感染症等施設療養費	244	487	730	パンデミック発生下において入所者が指定感染症に感染した場合、医療機関との連携を図り施設内で療養を行った場合
生産性向上推進体制加算Ⅰ	102	203	305	Ⅱの要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11	21	31	生産性向上委員会を設置し、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	23	45	67	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19	37	55	看護・介護職員の総数のうち常勤のものが60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	12	18	職員の総数のうち勤続7年以上のものが30%以上
処遇改善加算	左記計算の1割又は2割、3割			1ヵ月利用した総単位数の I 8.6% II 8.3% III 6.6%

◎ご利用状況に応じて、上記加算分をご負担いただく場合があります。

◎金額は法令で定められた単位を元に算出した額で、利用日数や回数により異なります

4. 介護保険給付外サービス「その他の費用」（利用者負担1割分）

項目	金額	備考
居住費（個室）	1日 1,668円	
居住費（多床室）	1日 377円	水道光熱費
食費	1日 1,520円	食材料費等
日用品費	1日 200円	快適に過ごすために必要な物品費用
教養娯楽費	1日 実費	希望して参加するクラブ活動及び創作活動や行事等に使用する物品代
散髪代	1回 1,500円	散髪のみ
顔そり代	1回 1,000円	顔そりのみ